

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月11日

奈良県公安委員会

委員長 島 本 太香子

奈良県公安委員会規則第2号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1会計課監査室の項の次に次のように加える。

奈良留置センター	第5条の2第1号、第2号及び第4号に掲げる事務のうち奈良留置センター留置施設に関する事務
----------	--

別表第2の2の(4)郡山警察署の表郡山駅前交番の項を次のように改める。

郡 山 東 交 番	大和郡山市美濃庄町
-----------	-----------

別表第2の2の(4)郡山警察署の表横田駐在所の項及び美濃庄駐在所の項を削る。

別表第2の2の(6)天理警察署の表田原本駅前交番の項の次に次のように加える。

田 原 本 東 交 番	磯城郡田原本町大字阪手
-------------	-------------

別表第2の2の(6)天理警察署の表大木駐在所の項から宮古駐在所の項までを削る。

別表第2の2の(8)橿原警察署の表見瀬駐在所の項及び畝傍御陵前駐在所の項を削る。

別表第2の2の(9)高田警察署の表近鉄御所駅前交番の項から室駐在所の項までを次のように改める。

署 所 在 地	御所市大字東松本
御 所 東 交 番	御所市大字東寺田

御 所 西 交 番	御所市大字櫛羅
-----------	---------

別表第2の2の(9)高田警察署の表櫛羅駐在所の項から葛駐在所の項までを削る。

附 則

この規則は、令和6年3月28日から施行する。